

令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会会議録

令和4年6月28日第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を大仙市大曲交流センター講堂に招集した。

1. 令和4年6月28日（火）午後1時58分 開会

1. 令和4年6月28日（火）午後2時24分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

2番 鎌田 正	3番 黒沢龍己	4番 森元淑雄	5番 高橋徳久
6番 橋村 誠	7番 武藤義彦	8番 熊谷隆一	9番 渡邊秀俊
10番 小松栄治	11番 荒木田俊一	12番 伊藤福章	13番 秩父博樹
14番 後藤 健	15番 青柳宗五郎	16番 鈴木良勝	

計 15名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

1番 佐藤育男

計 1名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 老松博行 副管理者 田口知明 副管理者 松田知己
副管理者 小松英昭 監査委員 藤村好正 消防長 佐藤広樹
事務局長兼管理課長 久米正 消防次長 渋谷徹 消防本部総務課長 山本啓彦
環境事業課長 瀬川敬 環境事業課参事 山本博康 介護保険事務所長 上田泰彦
介護保険事務所主幹 奈良ルミ子 管理課主幹 藤田貴 管理課副主幹 九島芳謙
管理課副主幹 鈴木貴将 管理課主事 内山七月

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 鈴木貴将

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第12号 大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第13号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

議 長 (後藤健君)
これより令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。管理者から「招集のあいさつ」があります。

管理者 (老松博行君)
はい、議長。

議 長 (後藤健君)
はい、管理者。

管理者 (老松博行君)
招集挨拶の前に一言申し上げたいと存じます。
はじめに、当組合議会議員の変更についてご報告いたします。
去る5月11日の仙北市議会臨時会において、同市議会議長に黒沢龍己氏が当選されたほか、当組合議会議員に黒沢龍己氏、青柳宗五郎氏、荒木田俊一氏、武藤義彦氏が選任されております。4氏には、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げます。
次に、消防職員の逮捕事案について申し上げます。
本事案につきましては、公務外共益費の私的流用事案としてご報告していましたが、その後、新聞等で報道がありましたように、今月6日、本人が逮捕される事態に至っており、組合といたしましては、捜査に協力しながらその行方を見守っているところであります。
議員各位には、ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、今回のような事案が再び惹起することのないよう、業務全体に一層の緊張感を持って臨むよう指示したところであり、今後も職員のさらなる資質向上に向け、努力してまいります。
それでは、招集の挨拶を述べさせていただきます。
本日、令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただき、誠にありがとうございます。
今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例案2件、単行案1件の合計3件であります。条例案の内容につきましては、育児休業制度の拡充に関する一部改正案と介護保険料減免措置の継続に関する一部改正案、また、単行案の内容につきましては、消防車両の購入に係る財産の取得であり、この後提案理由について事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況についてご報告させていただきます。
始めに、新型コロナウイルス感染症への対応について申し上げます。
国内では、緩やかではあるものの、3月から新規感染者数の減少が続いており、経済活動を回復させることにコロナ対策の重心が大きく移ってきております。
秋田県の感染警戒レベルは、6月10日からレベル1に引き下げられており、当圏域におきましても、未だ収束したとは言い切れないものの、最近は各種イベ

ントの開催が次々に発表されている状況にあります。

組合といたしましては、消防庁舎及びごみ処理施設の見学受入れや消防危険物施設の立入検査、介護保険事業所の実地指導等を、各種感染防止策を講じながら実施しているところであり、今後も感染状況を注視しながら対応してまいります。

次に、各部署ごとの状況についてご報告申し上げます。

始めに、管理課関係についてであります。

本年度の事務部局職員の採用試験につきましては、環境事業課の幹部候補者として、職務経験を有する上級職若干名を採用することとしており、来たる8月21日に大仙市大曲交流センターを会場に1次試験を実施する予定であります。詳細については、構成市町の広報6月1日号や当組合のホームページでお知らせしております。

次に、斎場関係について申し上げます。

始めに、新南部斎場建設事業についてであります。昨年度から持ち越しとなった地質調査業務につきましては、去る4月28日に委託契約を締結し、現在は、すでにボーリング等の現場作業を終えて土質等の解析作業を行っております。

本年度実施する工事関係につきましては、仮設待合室建設工事と国道13号へ直角に接続するための町道4号線の付替工事の契約を、いずれも去る6月2日に締結しており、工期については、仮設待合室建設工事が9月20日まで、道路付替工事が12月26日までとなっております。

また、道路付替工事を行うため必要となった用地の購入及び支障物件の移転補償につきましても、すでに契約を締結し、購入した土地の所有権移転登記が去る5月27日に完了しております。

基本設計業務につきましては、本年3月末に完了しており、5月末には基本設計を委託した「山下設計・館設計共同企業体」と、特命随意契約により実施設計業務委託契約を締結しております。契約期間は来年1月末までとし、建築物や外構工事等に係る詳細設計や工事費の積算などを行っていただくこととしております。

なお、新型コロナウイルスやウクライナ問題などが国民生活に暗い影を落とす中、建設事業全般においては、資材の高騰や調達の遅れなどによる事業費の大幅な増大や工期の延びが生じている現状にあり、しかもこの状況はこの先しばらく続くと予想されていることから、本事業に大きな影響が出るのではと懸念しているところであります。概算建設費等については、これから本格化する実施設計業務の中で明らかになってまいります。組合といたしましてはこれまでの説明会でお示ししてきた総事業費をベースに、利用される方々の心情に寄り添った施設に必要な設備や品質とのバランスを考慮しながら精査してまいります。

また、本体建設工事につきましては、令和5年度から6年度までの継続事業になるとご説明しておりましたが、ただいま申し上げたマイナス要素を勘案すると、令和6年10月の事業完了を条件とした場合、工事着手を本年度に前倒ししなければならない可能性もあると考えており、今般発注した実施設計の中で十分検討し、前倒しが必要と判断した場合には改めて議会にご説明したいと考えております。

すので、よろしくお願いいたします。

地元住民に対する２回目の説明会につきましては、美郷町のご協力により、去る６月１０日に開催したところ、自治会長を含め８名の出席があり、工事の段取りや現時点の事業計画などについて説明しております。今後も引き続き地元の皆様のご理解とご協力をいただきながら事業を進めてまいります。

次に、年次計画で実施している３斎場の火葬炉設備補修工事につきましては、中央斎場においては、３基設置している火葬炉全ての再燃焼室耐火物の交換や耐火台車の補修などを、７月３０日から８月２日までの工期で行うこととしております。

南部・北部斎場においては、それぞれ２基設置している火葬炉の炉内耐火物の部分補修と断熱扉に使用している耐火物の取替えを行うこととしており、南部は７月１９日から２４日まで、北部は７月２５日から３０日までの工期となっております。

工事期間中は、火葬件数の制限が必要となることから、利用される皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いしながら進めてまいります。

次に、環境事業課関係について申し上げます。

始めに、新中央し尿処理センター施設整備事業につきましては、「設計・建設業務」及び「運営・維持管理業務」を一括して担っていただく業者を選定するための総合評価一般競争入札に係る公告を去る４月１１日に行い、複数の企業から参加表明がなされておりますが、入札価格や提案内容の評価に影響を及ぼさないよう、その企業名や企業数を公表しないこととしております。

また、北部廃棄物処理施設長期包括運営事業につきましても、同日、委託業者選定プロポーザルに係る公表を行っておりますが、こちらも応募のあった業者の情報や選定経過は非公表としておりますので、併せてご理解をお願いいたします。

今後のスケジュールにつきましては、両事業とも、事業者選定委員会による審査を経て本年９月には優先交渉権者を決定する予定となっており、１１月の議定例会において、新中央し尿処理センター施設整備事業に係る契約締結の議決と、北部廃棄物処理施設長期包括運営事業に係る債務負担行為の設定についてご審議いただくこととしております。

次に、廃棄物処理の適正化につきましては、構成市町の担当課長に委員を務めていただいている廃棄物処理最適化推進委員会において協議を継続しており、現在は、組合が所有する４つの最終処分場の相互融通を重点的に検討しているところであります。

また、去る４月１日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックごみの分別収集基準の策定が努力義務として市町村に課されたところでありますが、組合といたしましても施策の立案等に協力してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

始めに、本年度の主要事業についてであります。経年劣化に伴う分署の改修関係につきましては、田沢湖分署の外壁・屋根塗装工事を８月末まで、西仙北分

署の屋根改修工事を１２月末までに実施することとしております。

消防車両更新計画に基づく車両購入につきましては、今次臨時会に財産の取得に係る単行案を上程している西分署の消防ポンプ自動車のほか、競争性を担保するため車体と高度救命処置用資器材を分離発注した大曲消防署の高規格救急自動車を、いずれも年度末までに更新することとしております。

また、総務省消防庁から示された新たな基準を満たす防火服につきましては、必要となる２６１着を来年１月末までリース契約により更新する予定となっております。

次に、消防職員意見発表会につきましては、去る４月２７日に秋田市で開催された東北大会において、大曲消防署の高橋奎人消防士が秋田県代表として『いちばん身近なＡＥＤ』のテーマで発表し、入賞しております。

次に、消防職員の採用試験につきましては、上級職、初級職及び初級救命職を、合わせて７名程度採用する予定であり、１次試験については、来たる９月１８日に大仙市刈和野の大綱交流館を会場に実施することといたします。詳細につきましては、構成市町の広報７月１日号や組合のホームページでお知らせしてまいります。

次に、６月２５日現在の火災等の発生状況につきましては、火災件数が３６件で去年同期より１件の増、救急件数は２，８６２件で１７０件の増、救助件数は４１件で４件の増となっているほか、山菜採りによる行方不明者の捜索事案が美郷町で１件発生しており、１名を無事保護しております。

なお、救急件数のうち、熊による人的被害が大仙市で１件、仙北市で２件発生しており、３名が医療機関に搬送されております。

次に、介護保険関係について申し上げます。

令和３年度の介護給付費につきましては、前年度との比較で率にして０．４５％、金額にして約７，８６１万円減の約１７３億４，７６７万円となっております。給付費の減につきましては、介護保険事業が始まった平成１２年度以来初めてのことであり、その要因といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、訪問介護やデイサービスなど居宅サービスの利用が控えられたことによるものと分析しております。今後は、各サービスの利用状況を注視していくとともに、必要なサービスをスムーズに利用できるよう、事業所やケアマネジャーに働きかけてまいります。

次に、地域密着型サービス事業所関係につきましては、構成市町の４月１日号の広報で、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」を来年度までに開設する事業所の公募を行っております。その結果、今回は開設を希望する事業者はおりませんでしたので、本年１１月に改めて公募し、必要なサービスを確保してまいります。

最後に、今後数年間は、圏域住民の生活に強く結びついている大規模施設の建設事業が同時並行的に続くこととなります。いずれの事業につきましても、快適な利用と効率的な運営が可能となる公共施設のあり方を追求しながら、着実な進捗を図ってまいります。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

議 長 (後藤健君)

これより本日の会議を開きます。欠席の届出は、1 番佐藤育男君であります。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「議事日程第1号」をもって進めます。

日程第1「議席の指定」を行います。このたび、仙北市議会選出の4名が本組合議会議員に選出されましたので、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、議席の指定を行うものであります。

議席は、3 番黒沢龍己君、7 番武藤義彦君、11 番荒木田俊一君、15 番青柳宗五郎君と指定いたします。

日程第2「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は「指名推選」によることに決しました。

お諮りいたします。「指名の方法」については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって「指名の方法」は、議長において指名することになりました。

副議長に仙北市議会議長の黒沢龍己君を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただ今議長において指名いたしました黒沢龍己君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、黒沢龍己君が副議長に当選されました。

黒沢龍己君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

本人から当選のあいさつをお願いします。

副議長 (黒沢龍己君)

はい。

議 長 (後藤健君)

はい、黒沢副議長。

副議長 (黒沢龍己君)

ただいま副議長に選出された黒沢です。私もまだこの広域には経験が浅くて、本当にこの任務が自分として遂行できるか不安であります。指名された限りは、管理者である老松さん、副管理者、そして参与にいる人がたのご協力と、また職員の方々のご協力、議員の方々のいろいろなご協力によって自分の任を全うした

いと思いますので、どうか一つ今後とも皆様のご協力を心からお願いして私の就任のご挨拶に代えたいと思います。本当にありがとうございました。

議 長

(後藤健君)

ありがとうございました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において6番 橋村誠君、7番武藤義彦君、8番熊谷隆一君を指名いたします。

日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

日程第5「議長報告」をいたします。「令和3年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第6「議案第11号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久米局長。

局 長

(久米正君)

はい、議長。

議 長

(後藤健君)

はい、局長。

局 長

(久米正君)

議案第11号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

議案説明資料2ページをご覧ください。

今般、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正され、職員が同一の子に係る育児休業を取得できる回数の上限について、現行の原則1回を2回に増やすなど、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置が講じられております。

本案は、この改正に伴い、条例で規定している育児休業の取得要件について、資料の項番1「主な改正内容」の(1)や(2)に記載のとおり、非常勤職員が育児休業を取得しやすくなるよう、緩和や柔軟化する改正を行うほか、当組合が整備していなかった条項を加えるものであります。

施行日は、本年10月1日といたします。

以上、議案第11号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

議 長

(後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第11号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第12号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
久米局長。

局 長 (久米正君)

はい、議長。

議 長 (後藤健君)

はい、局長。

局 長 (久米正君)

議案第12号「大曲仙北広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。資料の3ページをご覧ください。

本案は、令和2年度に設けられた新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納付義務者に対する介護保険料の減免措置について、令和3年度分を対象とする改正を行ってございましたけれども、今般、国の財政支援が更に1年延長され、令和4年度分も対象となったことに伴い、本条例において規定している減免対象の保険料につきましても、同様に令和4年度分を対象とする改正を行うものであります。

なお、施行日は本年7月1日としておりますが、4月1日に遡って適用させるものであります。

以上、議案第12号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

議 長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第12号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第13号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
久米局長。

局 長 (久米正君)

議 長 はい、議長。
(後藤健君)

局 長 はい、局長。
(久米正君)

議案第13号「財産の取得について」をご説明申し上げます。資料の4ページをご覧ください。

本案は、消防車両更新計画に基づいて購入しようとしている車両の予定価格が2千万円を超えるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

取得する財産は、大曲消防署西分署に配備する「消防ポンプ自動車」1台であり、配備後16年が経過した現行車両の修理や部品の調達が難しくなってきたことから、更新が必要となったものであります。

消防ポンプ自動車の主要メーカーは、日本ドライケミカル株式会社、株式会社モリタ、長野ポンプ株式会社、日本機械工業株式会社、ジーエムいちはら工業株式会社の5社でありまして、いずれにつきましてもシャシ、ぎ装、各資機材等の一括発注が可能なほか、耐久性、信頼性及び操作の利便性に大差はないものであります。

以上5メーカーの販売代理店の中から、故障時にも迅速な対応が可能な秋田市以南の6業者を選定し、去る5月27日に指名競争入札を行った結果、湯沢市の株式会社高義商会と3,888万5千円で購入契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第13号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (後藤健君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

よろしいですか。質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第13号」を採決いたします。本案は原案のとおり決すること
に、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、今期臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和4年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。